

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
Japan Sports Arbitration Agency

〒150-0041 東京都渋谷区神南2丁目1番1号 国立代々木競技場内
TEL 03-5465-1415 FAX 03-3466-0741 E-mail: info@jsaa.jp http://www.jsaa.jp

2013年5月1日

体協記者クラブ御中
JOC 記者会御中
文部科学記者会御中

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAAP-2013-003号事案
仲裁判断の骨子について

2013年4月24日、「スポーツ仲裁規則」に基づく仲裁申立てがあり、同日、当機構は仲裁申立てを受理致しました。当機構は、事案の緊急性に鑑み、極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断し、緊急仲裁手続によることを決定しました。また、当機構は、事案に鑑み、1名の仲裁人によるスポーツ仲裁パネルを構成することを決定しました。仲裁人には、竹之下義弘氏が選定され、同年5月1日、審問が開催されました。本日、スポーツ仲裁パネルは、スポーツ仲裁規則第50条5項に基づき、仲裁判断を下しました。概要は、下記のとおりです。なお、同規則第44条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人および被申立人に送付致します。

記

○当事者

申立人：X

被申立人：公益財団法人日本水泳連盟 (Y)

○事案の概要

Yが行った「水球ワールドリーグ2013アジアオセアニアラウンド」における男子日本代表選手にXを選出しないとの決定を取り消すこと等を求めた事案

○判断

- 1 申立人の請求(1)および(2)を棄却する。
- 2 申立人の請求(3)および(4)を却下する。
- 3 申立料金5万円は、申立人の負担とする。

○理由の要旨

別紙「仲裁判断の骨子」をご参照ください。

以上

仲 裁 判 断 の 骨 子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2013-003

申 立 人 :X
申立人代理人 :弁護士 白井久明
 弁護士 高松政裕
被 申 立 人:公益財団法人日本水泳連盟(Y)
被申立人代理人:弁護士 藤井幹雄
 弁護士 望月浩一郎
 弁護士 大橋卓生
 弁護士 松本泰介

主 文

- 1 申立人の請求(1)および(2)を棄却する。
- 2 申立人の請求(3)および(4)を却下する。
- 3 申立料金5万円は、申立人の負担とする。

本件は緊急仲裁手続であるので、スポーツ仲裁規則(以下「規則」という。)第50条第5項に基づき、以下に理由の骨子を示し、規則第44条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人および被申立人に送付する。

理 由 の 骨 子

申立人は、本件申立てをした理由として以下のことを主張する。公表された「2013年度水球男女日本代表選手選考要項(改訂)」(甲7)には、2013年度選手選考対象国際・国内試合として5試合が記載され、2013年度選手選考対象合宿として、「2012年度内国内強化練習」の記載があるけれども、申立人は対象試合の2012年日本選手権には出場したが、練習中に腕を骨折したため十分なパフォーマンスができなかったと自覚していたので、選考対象合宿とされていた強化練習合宿に自費による参加を申出た。しかるに、水球委員会からは、この合宿は、ベテランではない若手を対象とした強化であり、代表選手選考とは無関係である旨の回答を得た。しかし、申立人は代表選手として選考されなかった。申立人としては、この強化合宿に参加できれば、参加した他の日本代表候補を超えるパフォーマンスを示すことができたはずであり、また

この合宿は代表選手選考にとって重要であるとの A 監督の発言がなされたとの参加した選手の言葉から、不当に代表選考の場を奪われたものである。以上が申立人の主張の骨子である。

これに対して、被申立人は、2016 年のオリンピックの参加を目指すチーム作りをするため、2012 年 2 月に A 氏を監督に選任し、2016 年五輪予選時に日本代表中心選手として期待される年代の選手に重点をおいて、育成・強化を進めるとし、代表選手選考方法として、主要国内競技会を選手選考の場とするとの基本方針を設定した。これに基づいて A 監督は若手を中心に強化する方針を打ち出し、2012 年度の日本代表選手としても若手を中心に選考した。

申立人は、2012 年度の日本代表選手として選考されなかったが、若手を中心に強化する方針には賛成し、当該年度にはユニバーシアード大会もなかったことから、この被申立人の選考には納得し、異議を申し立てることはなかった。

団体競技においては、一般的に選手の優劣を判断する決定的な基準はないのが通常であり、個々のプレー等の数値化による基準は選手の能力の一面を示すことはできても、試合中の判断力など試合を左右する要素を検討することが不可欠である。したがって、本件において前年度までの数値化を重視した方針と異なり、重要な試合でのパフォーマンスを重視して代表選手を選考することには合理性があり、このことは申立人も敢えて反対はしていないものと考えられる。

被申立人が公表した 2013 年度の代表選手選考の基準とされた選考要項に規定された選手選考対象試合とされた 5 試合は、いずれも重要な試合と考えられ、これ自体不合理なものではない。

問題は、2013 年度選手選考対象合宿との記載が代表選手選考にとって重要な要件であるかどうかである。この点について、ベテランの実力は把握しているので、試合に出る機会の少ない伸びしろのある若手について強化練習を行ってその結果を見て選考するため、合宿も選考の対象とした旨の B 水球委員会委員長の言がある。代表選手選考については、主要競技会の中で行う旨 2012 年 9 月 21 日の水球委員会で説明がなされ、選考要項が作成されたこと(乙 6 の 8)、申立人からの問い合わせに対し 3 月の合宿は強化合宿だが選考の場ではないとの趣旨の C 水球委員会副委員長の発言(乙 14)、2012 年 12 月 22 日の強化コーチ会議での原則競技会での選考が中心であるとの B 水球委員会委員長の発言(乙 9 の 2)、2013 年 2 月 5 日付オリンピック特別対策強化戦略プラン(乙 4 の 1)の要約として、目標達成のため「主要国内競技会を選手選考の場として位置づけた競技会強化の推進」が総括として最初に記載されていること等から、選手選考対象合宿というまぎらわしい表現をしていることに問題はあるが、合宿に参加することが代表選手選考の要件であることを示すものは他に存在しない。

申立人が選手選考の対象試合とされた日本選手権において負傷のため十分なパ

パフォーマンスを発揮できなかった申立人の主張に対しては、東日本リーグにおける申立人のプレーを見て日本選手権でのプレーと対比するように B 水球委員会委員長が A 監督に指示するなど、申立人の対象試合でのパフォーマンスについて一定の配慮もしている。

以上のことから判断すると、被申立人の決定がその制定した規則に違反しているといふことはできない。

また、手続としても、A 監督が代表選手(案)を作成し、水球委員会において満場一致で承認され、それに基づき最終的に日本水泳連盟の選考委員会により代表選手が選考されたもので、決定に至る手続に瑕疵があったということもできない。

よって、本仲裁パネルは主文のとおり判断する。

2013 年 5 月 1 日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人: 竹之下 義弘

仲裁地: 東京都